

令和2年度分 市民税・県民税申告書 (提出用)

受付者

(宛先)新潟市長 年 月 日提出

令和2年1月1日現在の住所、フリガナ、氏名、生年月日、明治・大正・昭和・平成・令和、現住所、個人番号、職業、電話、自宅・勤務先・携帯

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 社会保険料控除、11 小規模企業共済等掛金控除、12 生命保険料控除、13 地震保険料控除、14-15 障害者控除、16-18 配偶者控除、19 扶養控除、20-23 雑損控除、医療費控除

整理番号

収入金額等、所得金額、所得から差し引かれる金額の表

5 事業専従者に関する事項

氏名、生年月日、続柄、従事月数、別居の場合の住所、専従者給与(控除)額

この下の欄は記入しないでください。(添付書類: 有・無)

控除、扶養親族、扶養障害者、扶養特別、扶養他、扶養年少の表

6 給与・公的年金に係る所得以外

給与から差引き(特別徴収)、自分で納付(普通徴収)

市民税・県民税の申告について

申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、できるだけ郵送での提出をお願いします。

★★郵送での申告が便利です★★

●下記「申告に必要なもの」を参考に添付書類は必ず同封してください。

※申告の要否および記載方法などは、同封の手引きをご覧ください。

申告に必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書、2 印鑑(スタンプ式は不可)、3 添付書類チェック表で該当する領収書、証明書、又は明細書、4 個人番号カード(マイナンバーカード)、又は通知カード及び身元確認書類

添付書類チェック表

※下表の所得および控除を申告書に記入された方は、申告書を郵送もしくは持参される前に必ずチェック欄で確認をしてください。

項目等、確認事項、チェック欄、チェック欄が「いいえ」の場合、お問い合わせなどの参考にしてください。

◆郵送の際は個人番号カード(マイナンバーカード)、又は通知カード及び身元確認書類の写しも添付が必要となります。◆

お問い合わせ

お問い合わせ先、連絡先(直通)、〈中央区・南区〉市民税第1係、〈東区・江南区〉市民税第2係、〈西区・西蒲区〉市民税第3係、〈北区・秋葉区〉市民税第4係

税額の計算(参考)

市民税・県民税の計算方法

申告書(提出用)の表面「2所得金額」の⑨の金額 円 - 申告書(提出用)の表面「4所得から差し引かれる金額」の⑩の金額 円 = 課税標準額 (千円未満端数切捨て) ① ,000円

この⑨の金額が315,000円以下の場合、課税されません。
 ※ただし、次の場合は金額が異なります。
 ア 同一生計配偶者または扶養親族(16歳未満含む)がいる場合
 イ 申告者本人が障害者・未成年者・寡婦または寡夫の場合

課税標準額 ① ,000円 × 税率10% (市民税8%・県民税2%) = 所得割額【概算】 (百円未満端数切捨て) ② 00円

この所得割額【概算】から、税額控除(調整控除・寄附金税額控除・配当控除など)や配当割額・株式等譲渡所得割額控除額などを差し引くことになります。また分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

所得割額【概算】 ② 00円 + 均等割額 (市民税3,500円・県民税1,500円) 5,000円 = 市民税・県民税額【概算】 00円

主な税額控除

調整控除

課税標準額	調整控除額	
200万円以下	(A) 人的控除の差の合計額(右表参照)	(A)と(B)のいずれか小さい額の5%を控除(市民税4%・県民税1%)
200万円超	(B) 市・県民税の課税標準額	(B)市・県民税の課税標準額 - (市・県民税の課税標準額 - 200万円) × 5% (市民税4%・県民税1%)を控除 ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

人的控除の差

控除の種類	人的控除の差	控除の種類	人的控除の差
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
障害者控除	一般 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者特別控除(右記の配偶者所得の場合)	38万円超40万円未満 5万円 40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円 特別 5万円	扶養控除	一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親 13万円
寡夫控除	1万円		
勤労学生控除	1万円		

※配偶者(特別)控除は、納税者本人の合計所得金額が、900万円以下の場合のみ記載しています。

寄附金税額控除

〈対象〉
 ① 都道府県・市区町村(特例控除対象) ※1
 ② 新潟県共同募金会・日本赤十字社新潟県支部・都道府県・市区町村(特例控除対象以外)
 ③ 所得税の対象寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして新潟県または新潟市が条例で指定したもの ※2
 ※1 東日本大震災等の被災地の県や市町村への寄附金や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などへの義援金も控除の対象となる場合があります。また、寄附をした都道府県・市区町村が特例控除対象かどうかは総務省のHP等で確認できます。
 ※2 新潟県では下記のうち、新潟県内に事務所・事業所を有する法人または団体新潟市では下記のうち、新潟市内に事務所・事業所を有する法人または団体(新潟県のみが条例で指定した団体等への寄附金については、県民税分のみ)に税額控除が適用されます。

- ・独立行政法人・地方独立行政法人・公益社団法人
- ・公益財団法人・学校法人・社会福祉法人・更生保護法人 等

◆ワンストップ特例とは、確定申告をする義務のない人、かつ給与及び公的年金等の所得のみの方が特例控除対象の自治体に寄附した時に「寄附金税額控除に係る申告特例申請」をすることで、確定申告しなくても所得税分もあわせて市・県民税から控除される制度です。申告するときには、寄附金については記載がないと控除されません。(市・県民税の申告では所得税分の控除まで受けることはできません。)

配当控除(一般)

課税総所得金額等	市民税	県民税	課税総所得金額等	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	配当所得の2.24%	配当所得の0.56%	1,000万円超の部分	配当所得の1.12%	配当所得の0.28%

※一般配当以外の配当所得がある場合は、別計算になります。詳しくはお問い合わせください。

7 収入の内訳

所得の種類	支払者名・住所	収入金額
		円

8 配当所得・雑所得(公的年金以外)・総合譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円

9 課税方式の選択と配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

市・県民税における③特定配当等に係る所得及び④特定株式等譲渡所得金額に係る所得について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、右欄①の希望する課税方式の□に✓を記入してください。また、前記の所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は右欄②に金額を記入してください。

① ①と②の全てについて申告不要制度を選択 その他()

② 配当割額控除額 円
株式等譲渡所得割額控除額 円

10 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

11 事業(営業等・農業)所得に関する事項

業種	屋号
所在地	
科目	金額
売上(収入)金額計(雑収入を含む) ①	円
売上原価(棚卸高加減後の仕入金額)	
給料賃金・雇人費	
減価償却費	
地代家賃・小作料	
借入金利子等	
租税公課	
水道光熱費	
旅費交通費	
通信費	
損害保険料	
修繕費	
消耗品費	
計 ②	
専従者控除前の所得金額(①-②) ③	
専従者控除額 ④	
所得金額(③-④) ⑤	

12 不動産所得に関する事項

科目	金額
収入	円
家賃収入	
地代収入	
計 ①	
固定資産税	
損害保険料	
修繕費	
減価償却費	
借入金利子等	
計 ②	
専従者控除前の所得金額(①-②) ③	
専従者控除額 ④	
所得金額(③-④) ⑤	

家賃収入などの内訳

借受人氏名(名称)	家賃・地代	期間	賃貸金額計
		月	円

13 減価償却費の計算 ◆税制改正により、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産と平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で償却率が異なります。

減価償却資産の名称	面積又は数量	取得年月	取得価格	償却の基準となる金額	耐用年数	償却率	月割	本年分の償却費(⑥×⑦×⑧)	専用割合	必要経費算入額(⑥×⑨)	未償却残高
		年 月	円	円	年	%	12月	円	%	円	円
		年 月	円	円	年	%	12月	円	%	円	円
		年 月	円	円	年	%	12月	円	%	円	円
計											

14 寄附先に関する事項

寄附先の名称、所在地	寄附金の金額
	円

15 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(特例控除対象)	住所の共同募金会・日赤支部分(特例控除対象以外)	住所の条例指定分(社会福祉法人・学校法人等)
円	円	円

「都道府県・市区町村分(特例控除対象)」「住所の共同募金会・日赤支部分・都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には当該団体へ寄附した金額を記入してください。「住所の条例指定分」の「新潟県分」「新潟市分」の各欄には新潟県・新潟市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

16 前年中所得のなかった人などの記入欄

① 非課税所得により生活している	該当のものを○で囲んでください。 遺族年金・障害年金・雇用保険・その他()
② 令和2年1月1日現在他市町村に居住していた	令和2年1月1日現在の住所
③ 右記の者から扶養又は仕送りを受けている	住所 電話 - - 氏名 生年月日 続柄
④ その他の事情(生活費の状況など)	該当のものを○で囲んでください。 預貯金 其他 ()

17 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		